

年末調整と確定申告

年末調整

1. 給与所得者の年末調整

(1) 年末調整とは

会社等の給与支払者（源泉徴収義務者）は、給与等の支払時に所定の源泉所得税を徴収しています。この源泉所得税は事前の条件下での計算に基づくものであり、一種の仮計算による前払税金ですので、この仮計算を最終条件に基づいての再計算（年税額を確定する手続）が年末調整です。具体的には、給与支払者は暦年（1月～12月）の総給与額に対して12月の最終給与支払日に最終条件に基づいて再計算し、徴収していた総源泉所得税の過不足を調整(精算)します。

(2) 年末調整の対象者

年末調整の対象者は給与所得者に限られますが、原則として会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人は全員含まれます。但し、給与収入額が2千万円を超える人は年末調整を行いませんが自身の確定申告で年税額の精算をしなければなりません。通常、1カ所から給与支給を受けている人は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出し年末調整を受けることとなります。従って、次の人は年末調整の対象者にはなりません。

- ① 年中の給与収入額が2千万円を超える人
- ② 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人(年末調整を行うことができませんが、支払の際の源泉徴収においては乙欄の税額表が適用となります)
- ③ 年中に退職(死亡退職した人、非居住者として国外勤務者となった人、等を除く)した人
- ④ 国内に住所も1年以上の居所を有していない人(居住者)
- ⑤ 災害免除法の規定により源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

この様に一般のサラリーマンの方は、この年末調整を給与支払者から受けることで、その年の所得税は確定しますので、原則として確定申告は必要ありません。年末調整の対象外の方や、年末調整の一部処理洩等の方は、通常、その年の翌年の2月15日から3月15日の間に確定申告を行います。

(3) 年末調整のスケジュール

一般的な年末調整のスケジュール（流れ）は、以下のようになります。

11月	上旬	必要書類の準備および従業員への事前案内		
	中旬	従業員への年末調整用の提出書類の案内 注1		
	下旬	年末調整用書類の回収		
12月	上旬	回収書類のチェック		
	中旬	年末調整計算		
	下旬	給与支給（年末調整の還付又は追徴）		
翌年 1月	10日期限	徴収税額の納付		
	20日期限	徴収税額の納付（特例適用の場合）		
	31日期限	源泉徴収票の交付（従業員）	法定調書合計表の提出（税務署）注2	給与支払報告書の提出（市区町村）注3

注1：扶養控除等/保険料控除申告書の書類や証明書の提出を依頼します。この時に、次年度分の扶養控除等申告書の作成・提出も併せて依頼すると良いでしょう。

注2：合計表と共に法定調書提出の対象となる一定の役員等の源泉徴収票（1枚）も提出します。

注3：給与支払報告書とは、源泉徴収票と同じ書式であり、2枚と一定の事項を記載した総括表（表紙）も提出します。

上述の様に11月となりますと給与支払者(会社)は、年末調整の準備・対応が始まり、勤務者(従業員)は年末調整の為に必要となる申告書や証明書類等を所定の期限までに給与支払者に提出することが求められます。給与支払者は、勤務者から回収した年末調整用の書類の内容を確認しその最終情報に基づいて、暦年における最終給与支払い時(通常、12月給与)に納めるべき年間の所得税(年税額)を算出し、これまでの支給時に源泉徴収された税額とを比べその過不足額を精算(徴収又は還付)します。一般的には、年末調整により還付されるケースが多いかと思えます。

2. 年末調整での取扱項目

給与所得者の年末調整で取扱える項目と取扱えない項目の主なものは、次の通りです。

取 扱 項 目	非取扱項目（要確定申告）
社会保険料控除 （生計を一にする親族等の負担分）	雑損控除
小規模企業共済等掛金控除	医療費控除
生命保険料控除	寄付金控除
地震保険料控除	住宅借入金等特別控除（初年度）
配偶者控除、又は配偶者特別控除	その他各種特別控除

住宅借入金等特別控除（2年目以降）

障害者控除

寡婦(夫)控除

扶養家族等の控除情報更新（注）

中途入社の方は、前職の給与収入（源泉徴収票）

注：年始にはその年の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書が提出(原則として、本年最初の給与の支払を受ける日の前日までに提出)されているため、その内容は毎月の給与計算に反映され、源泉税が天引されています。提出後に控除関連事項に異動が生じた場合には、その都度異動申告を行うことになっています。

年末調整の為に提出が求められる申告書とその中に記載される控除項目は以下のとおりです。当該控除項目以外に所得から控除可能な項目がある場合にはそれらの項目は確定申告で行うこととなります。

申告書の名称	控除項目
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除、基礎控除
給与所得者の配偶者特別控除申告書	配偶者特別控除
給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除(一般生命・介護医療・個人年金)、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除
給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（2年目から年末調整の対象で初年度は確定申告が必要）

申告書記載上の主な注意点は以下のものがあります。

(イ) 12月31日時点の現況で記載

その年の12月31日現在の現況を見積もりで記載することになります。見積記載の内容に修正が生じた場合(例えば、扶養者数の増減、等)には、再年末調整(翌年の1月末までは可能)又は確定申告により適正な精算を行うこととなります。

(ロ) 人的控除項目の判定基準に合計所得金額基準

控除項目の中(控除対象配偶者、控除対象扶養控除、配偶者特別控除等の人的控除項目)には、その控除に該当するかの判定基準にその年度の合計所得金額がありますので留意してください。多い誤りとしては、配偶者の合計所得金額が控除対象金額を超えているケースです。

配偶者控除の場合の合計所得金額は、38万円以下(給与収入額では103万円以下)でなければなりません。

配偶者特別控除の場合の合計所得金額は、38万円超~76万円以下でなければなりません。公的年金等の雑所得だけの方で控除対象扶養者(合計所得金額が38万円以下)になる場合には、公的年金等の収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は108万円以下)という条件を満たす人です。

「所得金額」として、税法の規定のなかに「合計所得金額」、「総所得金額」、「総所得金額等」の3種類が適用判定基準の中に出てきますが、それぞれ多少の違いがあります。

(1) 所得金額基準は主にどの適用範囲に出てきているか

所得金額	主な適用範囲
合計所得金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 扶養控除対象者: 合計所得金額が38万円以下 ● 配偶者控除対象者: 合計所得金額が38万円以下 ● 配偶者特別控除対象者: 合計所得金額が38万円超76万円未満、並びに申告者本人の控除対象者: 合計所得金額が1,000万円以下 ● 寡婦(寡夫)控除対象者: 合計所得金額が500万円以下 ● 勤労学生控除対象者: 合計所得金額が65万円以下 ● 住宅ローン控除対象者: 合計所得金額が3,000万円以下の年 ● 居住用財産の買換えの譲渡損失の損益通算・繰越控除の適用対象者: 合計所得金額が3,000万円以下の年 ● 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除の適用対象者: 合計所得金額が3,000万円以下の年 ● 市県民税均等割の非課税判定基準・市県民税の扶養親族や各種控除の判定基準 ● 直系尊属から住宅取得等資金の受贈与者の非課税対象者: 合計所得金額が2,000万円以下
総所得金額	
総所得金額等	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費控除限度額: 総所得金額等の5% ● 雑損控除限度額: 損失の金額 - 総所得金額等 X 10% ● 寄付金控除限度額: 総所得金額等 X 40% - 2,000円 ● 寡婦となる要件: 扶養親族その他その人と生計を一にするその年分の総所得金額等が38万円以下の子がいる人 ● 寡夫となる要件: 生計を一にするその年分の総所得金額等が38万円以下の子がいる人 ● 市県民税所得割の非課税判定基準

(2) ①合計所得金額、②総所得金額、③総所得金額等の定義

左から右にみて所得の範囲等がそれぞれ異なっていることがお分かりになるかと思います。

所得種類			①	各種繰越控除の適用	②	③
------	--	--	---	-----------	---	---

利子所得	所得金額の損益通算	2分の1	合計所得金額	* 純損失や雑損失の繰越控除	総所得金額	総所得金額等
配当所得				* 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除		
不動産所得				* 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除		
事業所得				* 上場株式等の譲渡損失の繰越控除		
給与所得				* 特定中小会社発行株式の譲渡損失の繰越控除		
雑所得				* 先物取引の差金等決済損失の繰越控除		
一時所得						
総合課税の譲渡所得	長期					
	短期					
分離課税(土地・建物等)の譲渡所得(特別控除適用前)	長期					
	短期					
分離課税の株式等の譲渡所得						
分離課税の先物取引の雑所得						
退職所得						
山林所得						

配偶者控除、扶養者控除等の所得基準額は、「総所得金額」より範囲が広い「合計所得金額」で判定することになり、分離課税所得の発生年度には注意が必要となります。

(ハ) 年齢 16 歳未満の年少扶養親族

控除対象扶養控除に関して、平成 23 年度から年齢 16 歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が所得税では廃止となっています(年齢 16 歳未満は所得税における扶養控除対象者ではありません)。しかし、住民税の方では控除対象となっていますので住民税に関する欄への記載を忘れないでください。なお、年齢 16 歳未満の年少扶養親族であっても、障害者又は特別障害者に該当する場合には、障害者控除を受けることができます。

(ニ) 障害者等の確認

障害者控除は、障害者又は特別障害者に該当する人が年齢 16 歳未満の扶養親族であっても控除を受けることができます。

同居老親等は、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている必要がありますが、同居特別障害者は、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としていることが適用の要件となっています。

(ハ) 生命保険料控除の改組

平成 24 年(2012 年)1 月 1 日からの契約分(新契約)から一般生命保険に含まれていた「介護医療保険」が独立の控除対象となりました。平成 23 年までの契約分(旧契約)については、昨年までと同様に「一般生命保険」と「個人年金保険」の 2 つに分けられ最高控除額は、各 5 万円です。新契約は、「一般生命保険」、「介護医療保険」と「個人年金保険」の 3 つに分けられ最高控除額は、各 4 万円となります。なお、旧契約と新契約が混在するケースも発生することもあります。各保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされています。従いまして、支払保険契約が、旧契約か新契約かを保険会社からの証明書で確認しながら申請書に正しく記載する必要があります。

生命保険契約等により支払われた保険料や掛金は所得者本人が支払ったものに限られています。又、保険金、共済金等の給付金の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族となっていることが必要です。

翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して前納保険料がある場合には、本年中に相当する部分のみが支払保険料の金額となります。

(ニ) 社会保険料控除

所得者本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を所得者自身が支払った場合(時限措置により納付可能となった過去分の保険料の支払分も含む)には、所得者本人の社会保険料として控除できます。

年金から特別徴収された介護保険料や後期高齢者医療保険料については、支払者が年金受給者自身となることから、その年金の受給者の社会保険料として控除となります。

翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して前納保険料がある場合には、前納期間が 1 年以内の場合には、その全額を本年の社会保険料として控除することができます。なお、国民年金保険料については、2 年分を前納できることになりましたので、全額控除をするか、又は期間按分して控除(この場合には、按分の明細書が要作成)する方法のいずれかを選択することが可能です。

(ホ) 地震保険料控除

所得者本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や生活に通常必要な家財に対して支払った保険料の内、一定の金額を地震保険料控除として控除できます。

一つの契約等で、地震等損害に対する損害保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分のみが地震保険料控除の控除額となります(有利な方を選択する)。

(ㄨ) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除

現在、各種の住宅借入金等特別控除がありますが、控除を受けようとする初年度分については、確定申告により控除の適用を受ける必要があります。2年度以降分については、年末調整の際に下記のことを給与支払者に提出します。

① 税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」。この証明書の上部に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」がありますので、控除金額等の記載を行い提出します。

② 金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

一般の住宅借入金等特別控除は、居住者が一定の要件を満たす住宅の取得等して、その人の居住の用に供した場合(その家屋の取得等の日から6ヶ月以内に居住用に供したものに限られています)において、その住宅の取得等のために一定の住宅借入金(償還期間10年以上等)を有するときには、居住年以後10年間(平成13年7月1日から平成29年12月31日までの間で居住した場合には、最長10年間。それ以前のもは最長15年間)の各年のうち、合計所得金額が3千万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高を基にした所定額を住宅借入金等特別控除としてその年の所得税額から控除できるというものです。

家屋に入居後、本年12月31日まで継続して居住用に供していることが控除の適用要件ですので、年度の途中で海外勤務となり出国している場合には、この制度の適用はありません。

自己の居住用の家屋が2以上有する場合には、主として居住用とする1の家屋に限られます。

連帯債務(共有)の場合には、各年12月31日現在のその住宅借入金等の金額に控除を受ける人の負担割合(持分割合)を加味して控除額を計算します。その割合は、小数点以下第4位を切上げ、90%以上である場合は100%とします。

住宅ローンの借換え：この制度の適用者が、住宅借入金等の借換えをした場合に一定の要件を満たすときには適用が継続します。住宅ローン金利が低いものがあるとローンの借換えを行う場合があります。一般の住宅ローンの場合の借換えでは、新たな借入金が当初の借入金を消滅させるもので、適用対象となっていた家屋の取得等のための資金に充てるものであれば住宅ローン控除の継続適用の対象となります。その場合の新たな借入金の償還期間も10年以上であることが適用要件となっています。ローン借換後の借入額が借換前の借入残高以下であれば、年末借入残高が控除対象額となりますが、逆に借換後の借入額が借換直前の借入残高を上回る場合、次の按分計算して控除対象額を導く必要があります。

ローン借換後の借入額の年末残高 X (借換直前の借入残高 ÷ 借換直後の借入額) = 控除対象借入額の年末残高

(ㄒ) 給与と徴収税額の集計

年中に支払った給与・賞与が対象になりますが、本年分の給与で未払いであっても、本年中に支払の確定したものについても年末調整の対象になります。

(f) 年末調整のやり直し(再調整)

年末調整後に関係事項に異動があった場合には、年末調整のやり直し(再調整)をすることになります(①以外は翌年1月末までに所定の申告書の提出を受け翌年1月末までなら可能)。

例えば、

① 給与の追加払いがあった場合

年末までに本年分の給与の追加払いがあった場合には、年末調整のやり直しをしなければなりません。

翌年になって給与改訂により本年分まで遡って支給することになっても、それは改訂時の年度の所得となりますので年末調整のやり直し対象にはなりません。

② 控除対象配偶者、控除対象扶養者等の数に異動(増減)があった場合

異動事項の申告を受けた場合には、年末調整のやり直しを行いません。

③ 保険料の追加払いがあった場合

保険料控除額に影響する保険料の追加払いがあり異動事項の申告を受けた場合には、年末調整のやり直しを行いません。

④ 配偶者等の控除対象者の合計所得金額の見積額と確定額に差異があり控除額が変動することになった場合

異動事項の申告を受けた場合には、年末調整のやり直しを行いません。

⑤ 住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

申告書の提出を受けた場合には、年末調整のやり直しを行いません。

なお、上記の様に年末調整後に関係事項に異動があった場合で年末調整のやり直しがされなかった項目の中で、所得税額が過少になっている場合には、確定申告で適正に精算する必要があります。

以上が年末調整の概要です。

確定申告

前述しましたように、給与所得者において年末調整の対象外の方、並びに非取扱項目のある方は、確定申告の作成・提出を前者の方は強制、後者の方は任意となっています。

(1) 確定申告期間

所得税の確定申告期間は、原則として、その年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日までとなっていますが、還付申告の提出となる方は、1 月上旬から提出は可能です。なお、贈与税の申告期間は、その年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日まで、個人事業者の消費税の申告期間は、その年の翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日までとなっています。

(2) 申告書の提出方法

①持参(所轄税務署等の所定の提出場所)、②郵送、③電子申告(e-Tax 利用によりデータ送信。この利用には事前準備が必要となりますが、所得税では一定の第三者作成の提出書類を省略可等の恩典があります)

(3) 納税方法

①持参(所轄税務署)、②金融機関から納付書を付けて納付、③ダイレクト納付(e-Tax の利用で、かつ、事前にダイレクト納付利用届出書の所轄税務署に要提出) ④口座振替(右記を参照)

(4) 確定申告が必要な方(強制される方)

税金の申告は、自分で課税金額や税額を計算し、その税額を申告納付する制度「申告納税制度」を採用しています。確定申告の主な対象者は以下のとおりです。

A. 所得税

1. 給与所得者(サラリーマン等の方)

① 給与の年間収入金額が 2,000 万円超となる方(年末調整対象外の方)

② 給与(年末調整済)を 1 箇所から受けていて、給与所得及び退職所得を除く各種の所得金額の合計額が 20 万円超となる方(給与収入額が 2,000 万円以下で、給与・退職所得以外の所得が 20 万円以下の場合には申告の必要はありません)

③ 給与(源泉徴収済)を 2 箇所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得及び退職所得を除く各種の所得金額との合計額が 20 万円超となる方。

但し、給与所得の収入金額から、一定の所得控除の金額(雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除の項目を除く)の差引金額が 150 万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得を除く各種の所得金額の合計額が 20 万円以下となる方は、申告不要となります。

2. 個人事業者で納付税額がある方

事業所得や不動産所得等がある方で、各種の所得金額の合計から各種の所得控除後で計算した税額が、配当控除よりも多くなる方

3. 源泉徴収の適用を受けない給与等の支払を受ける方

- ① 家事使用人等の方で給与から源泉所得税を徴収されていない方：常時 2 人以下の家事使用人だけを雇用している使用人等には源泉徴収の義務が無いことから、その使用人等から給与を受給されていた方
- ② 在日外国公館から給与等の支払を受けた方
- ③ 国外から給与、退職金等の支払を受けた方
4. 同族会社の役員やその親族等で、その会社から給与以外に利子、家賃、使用料等の支払を受けている方は、その利子、家賃、使用料等は全て申告の対象
5. 災害減免法の適用を受け給与に対して源泉徴収の猶予や源泉徴収税額の還付を受けていた方
6. 上記以外の方で納付税額がある方

各種の所得金額の合計から各種の所得控除後で計算した税額が、配当控除よりも多くなる方

注 1: 公的年金等に係る所得の確定申告不要制度

その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は必要ありません(申告されれば還付となる場合もありますので、その場合には申告される方が有利となる場合もあります)。なお、国外源泉で国内源泉税の対象とならない国外年金収入等がある場合には、この確定申告不要制度の適用対象外となります。

この所得税の申告不要となる場合であっても、住民税の申告が必要となることもありますので注意が必要です。

公的年金等の受給者で所得税の申告不要な者でも、住民税の申告が以下のような場合には必要となります(主に住民税の減額になるケース有り)。

- ① 年金や給与の源泉徴収票に記載されていない所得控除(扶養控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等)のある方は、住民税の申告で住民税が減少する可能性があります。
- ② 上記①の控除を追加したい方で、公的年金等が 105 万円(65 歳以上の方は 155 万円)を超えている場合、或いは、超えていない場合でも公的年金等以外の所得金額がある場合。
- ③ 日本年金機構等に扶養親族等申告書を提出しているが、その内容に変更がある場合。

注 2: 確定申告不要(任意)となる方で申告すれば税金が戻ってくる方(還付申告者)

確定申告の総件数は 2,000 万件以上になるようですが、この内の約半数近くが還付申告のものとなっているようです。収め過ぎた税金を戻すためには確定申告書の提出が必要と

なります。以下の様な場合には、還付されるかもしれませんので調べてみてはどうでしょうか。

1. サラリーマンで年末調整を受けた方で次の年末調整では取扱わない項目があった方

① 一定金額以上の医療費(医療費控除: 限度額 200 万円)

生計を一にする家族の支払医療費が、以下の金額以上になっている場合が対象:

所得が 200 万円以上: 支払医療費 - 保険給付金等 - 10 万円 = 医療費控除額

所得が 200 万円未満: 支払医療費 - 保険給付金等 - 所得金額 × 5% = 医療費控除額

② 災害(地震、台風等)や盗難により住宅や家財に被害を受けた場合(雑損控除)

災害の場合には、災害減免法により所得税の軽減・減免を受けられることもあります。

③ 特定の寄付をされた方(寄付金控除や政党等寄付金特別控除)

④ 初めて住宅ローン控除を受ける方(住宅借入金等特別控除)

⑤ 年末調整時に提出ができなかった、或いは洩れている控除項目がある方

生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除、各種の扶養者控除等

⑥ 中途退職され再就職しなかった方

退職までの給与収入に対する源泉徴収税額が年税額として過大となっているケースが殆どです。又、退職金に対して 20%源泉になっている場合も可能性がありますし、退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になっている方。

2. 上場株式等に係る配当所得(申告分離課税選択)と上場株式等に係る譲渡損失との損益通算

3. 予定納税されたが確定申告不要となった方

4. 所得が少ない状況で配当や原稿料収入等からの源泉徴収税額が、本来の納付すべき税額よりも多額となっている方

5. 外国税額控除の適用がある方

6. 申告の要件となっている項目がある方

① その年の翌年以降に純損失又は雑損失の繰越控除を受けるため、② その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受けるため、③ 居住用財産の買換又は特定居住用財産の譲渡損失及び繰越控除を受けるため、等には確定申告の提出が必要となります。

B. 贈与税

ご存知かと思いますが、下記に示す様に年間に受けた贈与額が 110 万円以下ならば非課税範囲のために贈与税の申告等は必要ありません。

1. 年間合計で 110 万円超の財産贈与(個人からの土地、建物、現金、預貯金、株式、債権等の財産の贈与)を受けた方(暦年課税で下記の②の選択者を除く)

2. 相続時精算課税制度(60 歳以上の父や母の直系卑属からの贈与者ごとに累積で特別控除額 2,500 万円)の選択者で財産贈与を受けた方(20 歳以上の推定相続人の子、並びに孫に限

る)

3. 住宅取得等資金の非課税制度(下記に限度額)を適用し、父母や祖父母等の直系尊属から自己の居住用家屋の取得等のために住宅資金贈与を受けた方(20 歳以上で合計所得金額が2,000 万円以下であり、かつ、一定の居住条件を満たしている方)

(1) 消費税率が 8%適用となる取得等の契約を平成 31 年 6 月までに締結された場合の非課税限度額は以下ようになります。

区分	平成 27 年中限度額	平成 28 年 1 月~平成 29 年 9 月中限度額	平成 29 年 10 月~平成 30 年 9 月中限度額
省エネルギー性・耐震性の高い優良住宅	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
その他の一般住宅	1,000 万円	700 万円	500 万円

(2) 消費税率が 10%適用となる取得等の契約を平成 28 年 10 月以降された場合の非課税限度額は以下ようになります。

区分	平成 28 年 10 月~平成 29 年 9 月中限度額	平成 29 年 10 月~平成 30 年 9 月中限度額	平成 30 年 10 月~平成 31 年 6 月中限度額
省エネルギー性・耐震性の高い優良住宅	3,000 万円	1,500 万円	1,200 万円
その他の一般住宅	2,500 万円	1,000 万円	700 万円

4. 配偶者控除の特例(控除額 2,000 万円)を適用し、配偶者から居住用不動産又はその取得資金の贈与を受けた方(婚姻期間が 20 年以上の配偶者からの贈与に限る)

5. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度、等

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に直系尊属が 30 歳未満の子や孫へ教育資金を拠出し、金融機関(信託会社・信託銀行)、銀行及び金融商品取引業者に信託等した場合、受贈者(子・孫)1 人当たり 1,500 万円(学校等以外への支払は 500 万円)までを非課税とする特例があります。この制度適用のためには、受贈者は教育資金非課税申告書を金融機関等を経由して税務署に提出する必要がありますが、申込時に対応されていると思いますので特に問題となることはないでしょう。

C. 消費税

個人事業者で下記に該当する方は納税義務者(課税事業者)として申告する必要があります。

1. 基準期間となる前々年度(平成 26 年度)の課税売上高が 1,000 万円超の事業者の方
2. 特定期間となる前年(平成 27 年度)の 1 月 1 日から 6 ヶ月間の課税売上高が 1,000 万円超で、かつ、同期間の給与等支払総額が 1,000 万円超の事業者の方
3. 免税事業者となる方が、課税事業者となることを選択(消費税課税事業者選択届出書を

提出)している方(簡易課税選択者も含む)

納税義務者の判定上の留意事項:

- (1) 基準期間の課税売上高は、消費税込の金額となり、事業用資産(住宅用として貸付けていた建物等)の譲渡の対価金額も含まれます
- (2) 被相続人(亡くなられた方)の事業を相続により承継した相続人には、被相続人が提出していた各種の届出書の効力は及ばないので、新たに提出する必要があります。
- (3) 新規開業又は相続により事業を承継したときに、消費税課税事業者選択届出書を提出した場合の適用開始時期は、当該課税期間か翌課税期間かを選択できます。
- (4) 消費税課税事業者選択届出書を提出されている場合には、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り、その効力が消滅することはありません。

以上が、所得税、贈与税、消費税に関する確定申告の対象者の概要です。